

# 東京都板橋区農業委員会

## 第25期第8回定例総会議事録

令和6年2月26日

於 下赤塚地域センター第2・第3洋室 (赤塚庁舎3階)

# 第 25 期第 8 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 6 年 2 月 2 6 日（月）午後 2 時 0 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 2 ・ 第 3 洋室（赤塚庁舎 3 階）

出席委員 9 名 下記のとおり

## 記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1		5	稲本 政美	9	
2		6	山口 賢治	10	宮本 拓
3	松澤 智昭	7	久保 秀一	11	田中 はつ江
4	染宮 利章	8	中妻 じょうた	12	大野 治彦

## 議 事

### 1 協議事項

- (1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について (資料1)
- (2) 農地法3条第1項の規定による許可申請について (2件) (資料2)
- (3) 板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請について(資料3)

### 2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料4)  
合計5件 (内訳: 4条関係2件、5条関係3件)
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料5)
- (3) 令和5年度成増農業体験学校事業報告について (資料6)
- (4) 令和5年度板橋区農業経営実態調査報告書について (資料7)

### 3 その他

### 4 次回日程

日 時 令和6年3月26日(火) 午後2時00分 開会  
場 所 下赤塚地域センター第2、第3洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	稲本 政美	委員
	久保 秀一	委員
出席係員	藤原 仙昌	事務局長
	岸 幸夫	農政担当係長
	梅宮 崇	書記

事務局 長	<p>只今より、第25期第8回農業委員会定例総会を開会させていただきます。</p> <p>会長、進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さま、こんにちは。</p> <p>早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員は、稲本委員、久保委員を指名させていただきます。</p> <p>欠席の届出が會田会長職務代理、安井委員、木村委員から出ております。</p> <p>それでは、協議事項(1)引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について事務局、説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>それでは、資料1をご覧ください。この証明書は、相続税の納税猶予を受けている方が、3年に一度税務署に提出する相続税納税猶予の継続届出書に添付する書類となっており、今回は2件でございます。</p> <p>番号1、土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。生産緑地番号は80。土地の所在は、徳丸五丁目9番3、5の2筆で、地目はいずれも畑。面積は2筆合わせて1,879平方メートルです。</p> <p>概ねの位置ですが、2ページ上の生産緑地番号80の案内図で矢印が指しているところ、板橋徳丸五郵便局の東側です。2月19日に、安井一郎委員に現地を確認していただいております。問題がなければ、3ページの証明書を発行いたします。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>大根が植えられており、一部さくきりがされておりました。</p> <p>証明書の発行にあたり問題はないと考えております。</p>
会 長	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
委 員	<p>3ページの証明願ですが、引き続き農業経営を行っている期間が令和3年3月15日から、令和6年2月19日までで、すでに期間が終わっていますが、この間、農業経営を行っていたことを証明するものですか。</p>
事務局 長	<p>記載の期間に農業経営を行っていたことを証明したものになります。こちらの証明書を添付して、税務署に提出することで、継続して納税猶予を受けられるというものになります。</p>
委 員	<p>納税猶予は何年間ですか。</p>
事務局 長	<p>3年間の期間で継続が認められるものになります。したがって、3年後にまた、生産緑地に見合った圃場管理など農業経営を適切に行ってい</p>

<p>委 員</p> <p>事 務 局 長</p>	<p>るかを確認し、証明書を発行するという流れになります。</p> <p>延長、延長で3年更新となると、農業を続けている限り、納税猶予を受けられるということですか。</p>
<p>委 員</p> <p>事 務 局 長</p>	<p>納税猶予に関しては、基本的に農業を続けている限り終わることはなく、逆に10年経過すれば、終わりになるというものでもありません。途中で打ち切ってしまうと、相続税が一気にかかるのと同時に、保留した分、利子税が上乘せされ、合わせて納税する義務が生じてしまいます。納税猶予を受けている方が亡くなって始めて相続税が免除になります。</p>
<p>委 員</p> <p>事 務 局 長</p>	<p>亡くなるまでということでしたが、納税猶予を受けるにあたって、後継者の方が引き継いで農業経営を行ったり、現在は、貸借の制度があると思いますが、そういったもので継続していくことが認められているという解釈で宜しいですか。それとも、その方が、農業に従事することが必要ですか。</p>
<p>委 員</p> <p>事 務 局 長</p>	<p>貸借は認められるようになっておりますが、所有者の方が1割程度農業に従事することが条件になっております。</p>
<p>委 員</p> <p>事 務 局 長</p>	<p>現在、納税猶予を受けている方が高齢になった際に、次の世代のどなたかが主たる従事者となって、その農地を耕作することは可能ですか。また、主たる従事者の方が耕作している間に納税猶予を受けている方が亡くなった場合、その納税猶予期間が切れるという認識で宜しいですか。</p>
<p>委 員</p> <p>事 務 局 長</p>	<p>生前に贈与したと受け取られかねない部分があります。その方が一部分でもやるという状況であれば、納税猶予の貸借も可能であると思いますが、全ての農地となると、疑義が残るところではありますので、今の件に関しては、確認して、次回の総会にてご報告させていただきます。</p>
<p>委 員</p>	<p>例えば、Aさんの父親が高齢で農業をしていない状況で、父親名義の土地をAさんが譲り受ける際に納税猶予を受けたとすると、農地として納税が猶予されて、Aさんは農地を今まで通り耕作することになりますが、その後Aさんが高齢となり、その次の世代に代替わりする際に、Aさんの親族等が主たる従事者として耕作することになった場合、納税猶予が認められないということになると、次の世代に引き継いでいくのが難しくなると思います。</p> <p>制度上どうなっているのか明確に示していただくことで、次の世代の</p>

農政担当係長	<p>方が受け継いでいくのかどうかの判断基準になると思います。</p> <p>他人に貸借できる制度を親族に当てはめることは可能なのかなど、貸す方が有利になる制度だと、今までとは違った文化になると思いますので、こういった背景でこういった制度になっているのか、調べていただければと思います。</p> <p>現在、明確な回答ができませんので、お調べして、次回の総会でご報告させていただきます。</p>
会 長	<p>他に、何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
委 員	<p>生産緑地の制度が変わって、特定生産緑地に移行すると、10年ということになっているはずですが、亡くなられた方がいて、相続が決まってその方が継ぐことが明らかな場合は、こちらの証明は必要ないのではないですか。</p>
事 務 局 長	<p>単純に相続を受ければ、相続税を負担することになりますが、営農を続けて且つ生産緑地であった場合は、一旦猶予され、一時的に支払い義務が猶予される制度となっていて、唯一、納税猶予を受けている方が亡くなった時だけ、猶予されていた税が免除になる制度となっております。</p>
会 長	<p>他に、何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>続いて番号2番の説明を事務局お願いします。</p>
事 務 局 長	<p>番号2、土地所有者の住所及び氏名は記載のとおりです。土地の所在は、生産緑地番号80の土地が徳丸五丁目8番7、8、9の3筆で、生産緑地番号47の土地が西台三丁目57番1、2の2筆。面積は5筆合わせて2,817平方メートルです。</p> <p>概ねの位置ですが、生産緑地番号80は先ほどご案内の通り、生産緑地番号47は、2ページ下の案内図で矢印が指しているところ、志村第五小学校の西側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>まず、生産緑地番号80番ですが、先程と同様になります。</p> <p>続いて、生産緑地番号47番ですが、こちらは、令和2年5月2日から株式会社アグリメディアという貸農園の管理会社と貸借契約を結んでいる土地になります。生産緑地及び相続税納税猶予制度適用農地の貸借が可能となったことから、こちらの農地も相続税納税猶予を受け、貸借している農地ということになります。</p>

	<p>大根、ブロッコリー、ネギ、キャベツ等が植えられておりました。適切に耕作されている様子が確認できました。証明書の発行にあたり問題はないと考えております。</p>
<p>会 長</p>	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
<p>委 員</p>	<p>47番ですが、会社に貸して、耕作をしてもらっている土地だと思えますが、現在、所有者は耕作していないのではないかと思っています。先程の1割従事の条件に当てはまらないと思えますが、どうなんでしょうか。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>生産緑地の貸借が可能となる前から、貸借をすでにしていた土地になりますが、貸借契約書等を含め農業委員会の総会でご審議いただき、農業委員会会長名で許可を出している土地になりますが、その契約書の中に、1割従事することを条件としていて、申請の際にもその旨もうかがっているところです。</p>
<p>委 員</p>	<p>関わるという部分が、どこまでを指しているのかわからないのですが。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>運用上の話にはなりますが、圃場管理を一定程度、行っていただければ、一定程度従事しているという解釈になります。</p>
<p>委 員</p>	<p>簡単にどうこう言うべきものではないと思いますが、昨今、国会でも税の公平性が問われています。法の趣旨と違うのではないかという状況がある中で、物事が進んでいくのは決して好ましいことではないと思います。例えば、本当に相続が発生した時に、本当にこの形で良かったのかチェックをする必要があると思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>今回の農地が自分の農地に近いのでよく目に入りますが、この方の所有しているトラックが停まっているのをよく見ます。作業内容に関して明確な基準がないので何とも言えませんが、少なくとも農業経営に何かしら関わっていると認識しています。</p>
<p>委 員</p>	<p>東京都全体で要望を出すことは重要で、相続税は免除ではなく、猶予であるため、あまりにもリスクが高く、踏み外したら大変なことになることは明確で、運用する方も大変ですし、そのあたりの改善は、東京都に求めていく必要があるのと同時に、個別の事例については、タイミングを見て、本当に適切なのかを確認する必要があると思います。</p>

<p>委員</p>	<p>私が農業を始めたときは、25年以上前で体験農園という言葉自体が無いときでしたが、練馬の方が体験農園を始めて、最初は受け入れられていなかったものが、今では様々な団体が作られて、一つの文化となっています。農家は、江戸時代から同じようなことを代々続けてきましたが、ここに来て、限界が来ていると認識しています。作り方の工夫は改良を重ねられて来ましたが、制度自体は変わらないまま来ているというのが現状です。制度を変えるのは難しいことも認識しています。</p> <p>現行の制度自体は、次の世代の育成や、農地を残すことを前提にされてはおりますが、現状、次の世代が農地を引き継ぐのはリスクが高く、特に納税猶予制度を受けて、農家を引き継ぐにあたっては、異常なほどの重圧がかかるものだと思います。</p> <p>一方で、農業者の方は、本来払うべき税が猶予されているのを負い目に感じながら、農業に従事されていると思います。</p> <p>農家は百姓と呼ばれるように、農業にはたくさんのやるべきことがあります。今回のケースでは、そのやるべきことのうち、1割にあたる何らかの仕事は行っているものと認識しています。例えば、体験農園の中では、いろいろな方が利用されている中で、適正に行われているのか見回りをしたり、どう育てればいいのかを指導・相談することも必要な仕事の一つだと思います。</p> <p>ただし、農業を営んでいらっしゃる方にとっては、わからないことが多いと思いますので、農業委員会や事務局が、外に情報を発信していくことも必要かと思えますし、本当に1割以上従事されているのかどうかは、農業の専門家の判断が必要になるかと思えます。そういったことも含めて判断しながら、進めていく必要があると思えます。</p>
<p>委員</p>	<p>こちらの農地は相続が発生する前からシェア畑として運営されていたということよろしいですか。</p> <p>また、西台三丁目と徳丸五丁目となっておりますが、徳丸五丁目の方は、個人で営農されているという認識でよろしいですか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>その通りです。</p>
<p>委員</p>	<p>私は納税猶予を受けておりますが、受けた当初は、34歳でした。当時は、納税猶予を受けたら、亡くなるまで営農しなければならず、まだ貸借ができない時代でしたので、いろいろ考えましたが、最終的に納税猶予を受けることにしました。その後、平成30年の税制改正に伴い貸借が可能となりましたが、東京都農業会議に対し、制度を緩和するのはいいが、億単位の納税猶予を受けている農地が荒れていたりした場合、国民から理解が得られないのではないかと訴えました。しかし、そもそも国の都合で宅地を増やすことに注力していた政策が、農地を増やすこ</p>

<p>会 長</p>	<p>とにシフトし、国の農地に対する方向性が変わった事が法改正の背景として考えられます。</p> <p>したがって、農業者は、納税猶予を受けていることを認識し、適切に圃場管理しなければならないことを、自分たち自身で自覚しなければならないと思っております。</p> <p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、こちらの申請について証明書の発行をお願いいたします。</p> <p>協議事項(2) 農地法3条第1項の規定による許可申請について事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>こちらは、書記からご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>5ページ、資料2-1をご覧ください。</p> <p>農地法第3条第1項の規定に基づきまして、農地の貸借の許可申請が板橋区長から農業委員会会長宛てに発出されたもので、2件ございます。</p> <p>1件目ですが、徳丸五丁目6番1の農地、251平方メートルを板橋区長が土地所有者から無償でお借りいたしまして、紅梅小学校が学校農園として使用するというものでございます。契約期間は1年でございます。内容につきまして、6・7ページが許可申請書、8から10ページが土地使用貸借契約書(案)の写し、11ページが対象農地の案内図、12・13ページが登記簿謄本、14ページが公図となっております。登記簿謄本により地籍、所有者の確認を事務局で行っております。問題がないようでしたら、15・16ページに載せてございます許可書を土地所有者及び板橋区長宛てに発出いたします。</p> <p>現況は画面をご覧ください。農地の中に自動販売機があり、12ページの登記簿謄本の該当地番の面積は253平方メートルとなっておりますが、今回の申請につきましては、自動販売機分の2平方メートルを除いた251平方メートルとなっております。</p> <p>続きまして、17ページ、資料2-2をご覧ください。</p> <p>赤塚三丁目705番6の農地、328平方メートルを板橋区長が土地所有者から無償でお借りいたしまして、農のサポーター等の活動用地として使用するというものでございます。契約期間は1年でございます。内容につきまして、17・18ページが許可申請書、19・20ページが土地使用貸借に関する覚書(案)の写し、21ページが対象農地の案内図、22・23ページが登記簿謄本、24ページが公図となっております。登記簿謄本により地籍、所有者の確認を事務局で行っております。こちらにも問題がないようでしたら、25・26ページに載せてござ</p>

	<p>います許可書を土地所有者及び板橋区長宛てに発出いたします。 現況は画面をご覧ください。</p> <p>こちらの土地は令和3年度から3年間、赤塚小学校が学校農園として使用していたものになりますが、赤塚小学校側で耕作する方がいらっしゃらない関係で、農園の使用が困難になったため、土地の所有者からその土地の使い道に関して相談があり、農のサポーター等の活動用地を探していた区の方針と合致したため、お借りする形となりました。</p>
<p>会 長</p>	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
<p>委 員</p>	<p>2件目の農のサポーターの活動用地は、具体的に内容は決まっていますか。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>来年度は、主に農のサポーターの方に収穫体験をやっていただいたり、学校給食用の野菜を育てていただいたりすることも方向性の一つとして考えております。</p>
<p>委 員</p>	<p>農のサポーターは5人になりまして、農業まつりの際は、体験農園がほとんど使用できなくなってしまいますので、その代わりに圃場として考えています。</p> <p>さつまいも等の足の長いものを植えたり、じゃがいもなど、手のこまない作物を中心に育てていきたいと考えており、欲を言えば、つみ取りなどの収穫体験等もできればと考えております。</p>
<p>会 長</p>	<p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、こちらの申請について許可書の発行をお願いいたします。</p> <p>協議事項(3)板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金交付申請についてでございますが、こちらは、松澤委員に関わる案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、松澤委員はご自身が関係する議事に参与することができません。</p> <p>それでは、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>それでは、資料3をご覧ください。申請者の氏名及び住所は記載のとおりでございます。対象事業は小規模農地生産力増強事業で、事業内容は内張りカーテン張替、オイルタンク設置工事となっております。施行場所は記載のとおりで、事業経費は139万7千円、申請金額は46万5千円です。29ページは事業計画となっております。次に31ページから33ページまでが見積書となっております。34ページが案内図、さらに35ページをご覧ください。</p>

	<p>いただくと補助要件等が表になっておりますが、事務局としましては、補助要件に合致しているものと考えております。問題がなければ、36ページの答申書を発行したいと考えております。</p>
会 長	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
委 員	<p>この補助金は、板橋区の補助金ですか。</p>
事 務 局 長	<p>板橋区の、独自事業です。</p>
会 長	<p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、答申をよろしく申し上げます。 それでは、報告事項（1）農地転用届出の専決処分報告について事務局、説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>それでは、資料4をご覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出で、令和6年1月11日から令和6年2月10日までに届出があったもの、2件でございます。 専決番号1、土地の所在が高島平二丁目12番7で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は合計205平方メートル、転用の目的は個人住宅です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、専決番号1の案内図で矢印が指しているところ、高島第二中学校の南東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>現況は木造2階建て1棟の個人住宅となっており、現況に対する届出でございます。</p>
事 務 局 長	<p>専決番号2、土地の所在が西台一丁目1497番1で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は227平方メートル、転用の目的は個人住宅です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、専決番号2の案内図で矢印が指しているところ、志村第五小学校の東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>現況は木造2階建て1棟の個人住宅となっており、現況に対する届出でございます。</p>
会 長	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、次に5条関係の説明を事務局お願いします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>続いて、農地法第5条第1項第6号の規定による届出で、令和6年1月11日から令和6年2月10日までに届出があったもの、3件でございます。</p> <p>専決番号1、土地の所在が成増四丁目564番14、15の2筆で、登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積は合計457平方メートル、転用の目的は共同住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、専決番号1の案内図で矢印が指しているところ、赤塚第二中学校の北側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は不耕作地となっており、令和6年1月着工、令和7年1月完了予定、木造2階建て1棟の共同住宅建築予定となっております。</p>
<p>事務局長</p>	<p>専決番号2、土地の所在が三園一丁目13番8で、登記簿上の地目は田、現況は不耕作地です。面積は219平方メートル、転用の目的は共同住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、専決番号2の案内図で矢印が指しているところ、三園小学校の北東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は不耕作地となっており、令和6年6月着工、令和6年12月完了予定、木造2階建て1棟の共同住宅建築予定となっております。</p>
<p>事務局長</p>	<p>専決番号3、土地の所在が四葉二丁目20番9で、登記簿上の地目、現況ともに畑です。面積は618平方メートル、転用の目的は個人住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、専決番号3の案内図で矢印が指しているところ、JA東京あおば赤塚支店の北側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は畑となっており、時期と建物の詳細は未定ですが、個人住宅建築予定となっております。</p> <p>こちらは、昨年10月の農地利用状況調査で2班に巡回をしていた、生産緑地番号87番になります。生産緑地登録から30年経過後の特定生産緑地への意向をせず、買取申出を経て、農地転用が提出されたものでございます。</p>
<p>会長</p>	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p>

委員	<p>5条の申請は専決処分とありますが、審議することもあると思います。専決処分と審議する場合の違いはなんですか。</p>
事務局長	<p>農地法の届出に関してですが、板橋区においては、市街化区域にあたりますので、全て届出制になっております。基本的に、農地を転用する場合には、農業委員会の許可が必要になりますが、例外的に、市街化区域の農地に関しては、あらかじめ届出をしてそれが受理されれば、許可の必要がなくなるという立てつけになっております。</p> <p>基本的に受理の要件は議論に値せず、届出があったものに関しては、受けざるを得ないという状況です。唯一受理できないのは、その土地が生産緑地であったり、板橋区にはございませんが、市街化区域と市街化調整区域やそれ以外が混在している土地で、間違っして市街化区域ではない土地を届出ってしまったケースです。その場合は、不受理で返却することもあります。そのように明確な基準しかございませんので、審議事項になり得ないため、報告事項としています。また、事務局長専決処分に関しては、提出者の方も早々に手続きを進めていきたいというところもございます。農水省の解説書においても、提出者が早く手続きが進められるように、専決し、次の農業委員会で報告することとされておりますので、そういった運用の中で進めさせていただいております。</p>
会長	<p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、次に進みます。報告事項(2)地目変更登記に係る照会に対する調査結果について事務局、説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、資料5をご覧ください。令和6年1月11日から令和6年2月10日までに東京法務局板橋出張所より照会のあったものが1件ございます。</p> <p>番号1、土地の所在が東新町一丁目49番1で、地目は畑、面積は39平方メートルです。土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件については、2月1日に現地調査を行うなどして、現況が非農地であることや過去に転用届が出ていないことを確認し、その旨を2月7日に東京法務局板橋出張所に回答しております。概ねの位置は、番号1の案内図で矢印が指しているところ、城北高校の東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>対象は赤枠のあたりになります。</p> <p>現況は公衆用道路となっておりました。非農地である旨を法務局に回答しております。</p> <p>今回こちらの土地は、道路(区道)に私有地が入りこんでいて、今回、土地の所有者から区へ対象地が譲渡されることになり、地目を揃えるた</p>

	<p>めこのタイミングで照会にいたったようです。</p>
<p>会 長</p>	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、次に進みます。報告事項(3)成増農業体験学校事業報告について、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>こちらは、農政担当係長からご説明いたします。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>それでは、43ページ、資料6をご覧ください。 今年度で6年目となりました成増農業体験学校の事業報告でございます。この成増農業体験学校でございますが、将来、農業者の支援者となる人材の育成や、農業に携わる人材のすそ野を広げることを目的として、成増四丁目の農地を区がお借りして、平成30年度、開設した農業体験学校でございます。 事業の運営は、民間事業者へ委託しておりまして、開設当初からランドブレイン株式会社が事業運営を行っております。実施内容でございますが、大きく分けて3種類のカリキュラムで実施しておりまして。1つ目が(1)通年型講習でございますが、年間を通じてご参加いただく講習会です。2つ目が、資料の下の方、(2)短期型講習会で、こちらは、植え付けから収穫までの一連の流れを5日間の講習で体験する講習会、3つ目が、資料一番下の(3)体験イベントですが、主に親子連れのご家族でご参加いただく収穫体験イベントでございます。 それではそれぞれの講習ごとに若干ご説明をさせていただきたいと思っておりますが、資料の真ん中より少し上でございます3、実施内容の(1)、通年型講習でございます。定員20名のところ、16名の申込がありまして、4月16日からスタートいたしました。毎年、受講生にアンケート調査を行っていますが、座学の時間を増やして欲しいとの声が多いため、座学の回数を増やして実施しています。また、区内農業者訪問では、昨年6月に山口会長、12月に松澤委員さん、1月に榎本勇前農業委員の圃場見学とご講義をいただき、受講生の知見が広がったように伺っております。ご協力をいただきました委員の皆様、ありがとうございます。受講生の参加状況でございますが、全29回の内、8割以上受講された方が11名で、例年に比べて修了者数が多かったように感じています。講習回数の8割以上受講された11名には修了証書を交付し、受講回数が8割に満たなかった5名の方には、受講証明書を交付いたしました。 2つ目の短期型講習会でございますが、春夏コース5組9名、秋冬コースは10組18名、合計15組27名にご参加いただきました。 3つ目は体験イベントでございますが、7月に志村みの早生大根・枝豆・キュウリなど夏野菜の収穫体験に9組26名、10月にはサツマイ</p>

	<p>モノの収穫体験に10組29名、延べ19組55名にご参加いただいております。</p> <p>また、通年型講習を修了した方の次の活躍の場所ですが、援農ボランティアへの登録や、区民農園をご利用いただくほか、次へのステップアップとして昨年から実施しております農業スキル育成講習への受講など、引き続き農に関わっていただき、農業の支援者のすそ野を広げていけたらと考えています。</p> <p>最後になりますが、次年度の募集についてですが、2月17日発行の広報いたばしに、通年型の受講生を募集する記事を掲載しまして、成増農業体験学校のホームページから申込みいただく予定です。募集定員は20名としていまして、応募状況については、3月の定例総会でご報告させていただきたいと考えております。</p>
会 長	何か、ご意見、ご質問等ございますか。
委 員	受講料はそれぞれ発生しますか。
事 務 局 長	通年型講習は、年間2万円で、短期型講習は、1回1,000円で、5回で5,000円になります。
委 員	通年型講習を卒業された方々はいろいろなことに携わっていただくということでしたが、そのまま終わってしまう方もいると思いますので、実態をもう少し詳しく教えてください。
農政担当係長	<p>援農ボランティアからご説明しますと、1期生5名、2期生4名、3期生6名、4期生3名、5期生4名で、6期生は今のところ0名ですが、合計で22名の方にご登録をいただいております。</p> <p>今回終了された6期生の方で、区民農園を申し込まれた方が11名で、当選された方が5名いらっしゃいますので、5名の方は、個人用の区民農園をご利用いただく予定でございます。また、団体貸出用の区民農園もございまして、6期生のグループで団体貸出用の区民農園をご利用いただく予定もございます。</p>
委 員	農業体験学校の実態と事業の趣旨は、マッチしていますか。
事 務 局 長	<p>援農ボランティアの登録や区民農園の利用など、まずは続けていただくことが重要で、農業に関わっていくきっかけというところでは、一定程度成果を得られていると考えております。</p> <p>先程、赤塚小学校の農のサポーターのお話がありましたが、農業体験学校の次のステップとして、農業スキル育成講習があり、その講習を経</p>

<p>委員</p>	<p>て農のサポーターとしてご活躍いただいている現状もありますので、その部分での成果としても得られていると認識しています。</p> <p>毎年、12月に農業者訪問に来られていますが、年々興味を持った方が参加されているように思います。</p> <p>その中で質問を受ける機会がありますが、ここ数年時間が押すぐらい、たくさんの方々から様々な質問をいただいておりますので、そういった部分でも成果が出ているのではないかと実感しています。</p>
<p>委員</p>	<p>卒業生も増えてきていると思いますが、卒業した方々が、情報交換できるような、OB会や卒業生のコミュニティーづくりなどの取り組みは行っていますか。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>現状、区の方で積極的にそういった場を提供するような取り組みは行っておりませんが、実態といたしましては、1期生の皆様は、卒業生のグループで団体用の区画を利用されておりますし、今回6期生の卒業生も同様に団体の区画を利用される予定ですので、その年にもよりますが、期ごとに、一つのコミュニティーを作っていると認識しています。</p>
<p>委員</p>	<p>基本的には自主的に活動することになるとは思いますが、区の方でももう少し促してもいいかと思えます。それぞれの期ごとだけでなく、卒業生全体でそういったコミュニティーを形成することができれば、例えば、それぞれが出資し合って何か新しい取り組みにチャレンジしたりすることもできる可能性がありますので、検討していただければと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、次に進みます。報告事項(4)令和5年度板橋区農業経営実態調査報告書について、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>こちらは、書記からご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>別にお配りさせていただきましたホチキス止めの冊子をご覧ください。</p> <p>まず、本調査の目的ですが、区における農業経営の実態を把握し、今後の農業振興事業の基礎資料とするために行っているものでございます。対象者の回答内容と農地台帳システムのデータを照合しながら算出した数値を報告書としてまとめたものでございます。</p> <p>それでは、令和5年度の農業経営実態調査の要点について、昨年と比較しながらご説明いたします。</p>

まず、2ページの1農家の現況でございますが、農家戸数が11減となっております。生産農家数が22減、販売農家数が2減となっております。理由といたしましては、畑を売却した或いは売却予定で耕作していないことや、介護などのため耕作していないなどございました。

今回、農家数、生産農家数が大幅に減少しておりますが、理由としましては、毎年の調査に対し、回答をいただけていない方もいらっしゃる中で、連絡のつかない方に関しては、過去のデータを引用したりと、実態と乖離しているという状況を改め、極力実態に近いデータとして把握していくため、数年前から回答をいただけていない方や現地確認や農家さんからの情報をもとに、あきらかに営農されていない方に関しては、リストから削除させていただいたため、今回のような大幅な減となりました。

また、今年度から、2ページ一番上の(1)農家戸数の表の真ん中に貸付のみの欄を設けました。昨年度までは、休耕中の農家に含まれておりましたので、新しく貸付のみの欄を設けております。その内訳のほとんどが区民農園となっております。

農地の規模では、5a以上10a未満と10a以上20a未満が多い状況で、この数年変更はございません。耕作意向としては、今後10年以上20年未満耕作をしたいと考えている割合が高く、継承意向としては、親族に継承する・したいと考えている方が多い結果となっております。

次に4ページ3農家労働力等の現況でございますが、年間の従事日数を昨年と比べてみますと、ほぼ全ての日数で減っており、農業従事者の年間従事日数は年々減少傾向にございます。

その下、年齢別農業従事者数を見ると、昨年との大きな違いはないものの、農業従事者は、70歳以上が最も多く、次に60歳代ということで、農業従事者の高齢化が、年間従事日数の減にも現れていると考えられます。

次に5ページの5耕作農地作付・生産状況でございますが、昨年と同様に作付面積としては野菜類、果樹類、植木類、花卉類の順となっており、生産量は、昨年と比べ植木類は横ばい、花卉類は若干増、野菜類・果樹類は減という状況でございます。

野菜類の生産量については、上位3品目はだいこん、じゃがいも、トマトとなっております、続いて、キャベツ、ねぎの順となっております。昨年は、だいこん、じゃがいも、キャベツ、トマト、はくさいの順でございましたので、上位2品目はそのままキャベツ、トマトが入れ替わり、はくさいよりもねぎが上回った結果がでております。

6ページの果樹類や花卉類の生産状況においては、昨年とほぼ同様の安定した生産量を維持している状況です。

続いて7ページの8農産物販売状況についてでございますが、販売方

	<p>法としては、団体・企業と庭先・畑先売りが多い状況で、その下の（２）販売額については５０万円未満が最も多く、（４）の兼業の状況については、不動産賃貸業が多く、いずれもこの数年同様の結果となっております。</p> <p>次に８ページの９町名別状況でございますが、耕作農地面積は、赤塚、徳丸、成増、西台が多く、農家戸数もこの地域が多くなっております。</p> <p>９ページは、農業委員会資料として、令和５年１月から１２月までに届出のあった４条、５条の結果を掲載しております。</p> <p>１０ページは調査資料による推移ということで、過去５年間の推移を示した表でございます。</p> <p>以上、令和５年度の農業経営実態調査の要点をご説明いたしました。１５０部程印刷しまして、来月初めに区議会事務局や区政情報課、各図書館、東京都農業会議やＪＡの各支部に配布する予定でございます。</p>
会 長	何か、ご意見、ご質問等ございますか。
委 員	毎年聞いていますが、販売農家は本当に３９件もありますか。
書 記	<p>実際の調査票の項目で、生産したと回答した方は、販売したか、していないかをさらに回答いただいております。販売したと回答いただいた方の人数が、３９名ということになります。</p>
事 務 局 長	販売した方の選択肢ですが、市場出荷、団体・企業、朝市、庭先・畑先売りとは多岐に渡り、解釈が幅広いため、見えづらい部分ではあると思います。
委 員	農地台帳に載っていますか。
事 務 局 長	農地を管理しているものなので、販売農家という登録はありませんが、台帳で登録されている農業者が本調査の対象になっております。
会 長	<p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>無いようですので、これをもちまして第８回定例総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">（終了時間 午後３時２５分）</p>
	<p>次回の日程を下記のとおり決定し散会。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営委員会 ３月１９日（火）午後２時</li> <li>・定例総会 ３月２６日（火）午後２時</li> </ul>